AMT/NEWSLETTER
Economic Security & International Trade

2026 年 11 月 5 日

中国の経済安全保障法制と実務【連載】
2026 年の振り返り～運用の活発化と、法制度の拡充～

弁護士　中川 裕茂

Contents

Ⅰ. はじめに

Ⅱ. 2026 年に急増した運用事例と立法動向

1. 法制度の施行と運用開始のタイミング
2. 2026 年の立法の振り返り
3. 2026 年の運用・執行事例

Ⅰ. はじめに

2026 年は、日本企業にとって中国の国家安全保障法制やその運用や執行に関して忘れられない年になった。中国は、日本に対して、2026 年 1 月 6 日の対日輸出禁輸措置を皮切りに、合計 80 の日本企業等を輸出管理法に基づく輸出規制リストに掲載し、攻勢を強めた。2025 年の各種のレアアース規制に基づきレアアースの中国からの輸出は全体として減少しているが、日本向けの執行は厳しく、例えば米国向け輸出量よりも減少傾向が激しい（レアアースの 2026 年 1～6 月の日本向け輸出量は前年同期比 5 割減、米国向けは 1 割超減であり、差が顕著である。[1]）。

企業の法務および経済安全保障部門にとっては、これまで比較的シンプルだった中国の国家安全保障法制が急激に複雑化していること、レアアースをはじめとする輸出規制の執行が実務上も厳格化していること、日本企業に対する輸出管理事例が本格化していること、米中による制裁等の措置の板挟みとなる事態が現実化していることから、中国の国家安全保障法制の全体像を把握しつつ、個別の法令やその運用を理解するニーズが高まっている。

このような観点から、当事務所のニュースレターでは、中国の経済安全保障法制と実務に関して連載させていただくこととした。本稿ではまず 2026 年の規制の執行状況と立法状況について振り返ってみたい。

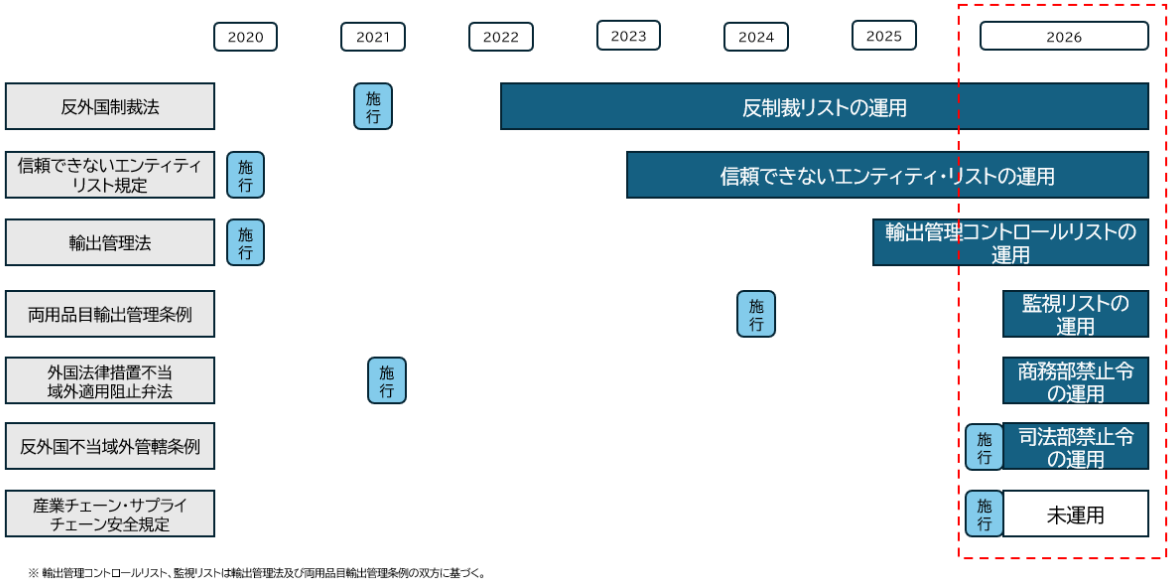
[1] 日経新聞 2026 年 8 月 8 日記事

II. 2026 年に急増した運用事例と立法動向

1. 法制度の施行と運用開始のタイミング

2020 年以降、中国は輸出管理法や反外国制裁法をはじめとする国家安全保障法制を整えてきたが、ここに来て一気に法制度を拡充し、かつ運用を本格化させている。中国では、法制度が整備されても運用までに時間がかかることも珍しくはないが、経済安全保障の分野においては施行から運用開始まで時間を要しないことも多くなってきた。図表1では輸出管理法制やカウンターサンクション(反制裁)等の国家安全保障法制の施行と運用の流れをまとめたが、2026 年に規制や運用が活発化していることを示している。

図表1 輸出管理法制やカウンターサンクション等の法制度の施行・運用開始の流れ



※ 輸出管理コントロールリスト、監視リストは輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の双方に基づく。

2. 2026 年の立法の振り返り

まず、2026 年は日本企業にも関連する各種の重要立法が行われた。

(1) 産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定および同安全調査業務弁法

国務院は 2026 年 3 月 31 日に「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」[2]を、商務部は 6 月 22 日に「産業チェーン・サプライチェーン安全調査業務弁法」[3]を公布・施行した。これにより、中国のサプライチェーンそのものを国家安全保障の明示的な対象として扱い、これに対して危害を及ぼす行為について調査を行い処罰するものとしている。なお、同法に基づく調査事例は本稿執筆時点ではいまだ確認されていないが、時間の問題であると思われる。

(2) 反外国不当域外管轄条例

[2] 「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定(国务院关于产业链供应链安全的规定)」、国務院令第 834 号、2026 年 3 月 31 日公布・施行

[3] 「産業チェーン・サプライチェーン安全調査業務弁法(产业链供应链安全调查工作办法)」、商務部公告 2026 年第 24 号、2026 年 6 月 22 日公布・施行

国務院は 2026 年 4 月 7 日に「反外国不当域外管轄条例」[4]を公布・施行した。同条例では、あらゆる組織・個人（外国企業も含む）に、外国政府による不当な域外適用措置の実施や協力を禁止することができるものとされている。同条例は公布直後に執行事例が出現し、司法部が 5 月 15 日に、セキュリティスキャナー大手の同方威視（NUCTEC）に対する EU の補助金調査が不当な域外管轄措置であるものとして、当該調査の実施や協力を禁止した。司法部は 8 月 19 日にも、EC 大手の京東（JD）に対する EU の補助金調査について、同様の禁止決定を出している[5]。

(3) レアアース等の輸出管理規制の違反に関する通報制度の整備

レアアースをはじめとする両用品目を中国から輸出する場合は、両用品目輸出管理条例に基づき、商務部の許可が必要となっているが、商務部は特に輸出管理規制を回避する行為（たとえば、製品の分解等の行為、第三国経由の輸出等）に対して厳しい措置を行う姿勢を示している。この点、商務部は 2026 年 6 月 24 日に「戦略的鉱産品の両用品目輸出管理の法律・規則違反行為にかかる通報処理業務のさらなる改善に関する事項」[6]を公布し、顕名での当局に対する違法行為の通報行為に対して奨励金を支払うことを定め、輸出管理規制の違反行為に関する積極的な告発を促進している。

(4) 対外投資に関する規定

国務院は 2026 年 7 月 1 日に「対外投資に関する規定」[7]を施行した。内容は多岐にわたるが、国家安全保障の観点から、中国から国外への投資に関する物品や技術の輸出を制限するとともに、技術者の越境派遣や国外勤務に関して規制を強化した。更に、中国国家発展改革委員会は同年 10 年 16 日に「対外投資管理弁法」[8]を公布し、同年 12 月 1 日から施行する。同法では、外国の組織・個人による差別的措置や不合理な剥奪・制限があった場合、国家発展改革委員会は関係する外国の組織・個人の中国への投資の禁止や制限、国内の組織や個人の当該外国組織・個人との取引や提携の禁止、制限等の措置を講じることができるものと定めている。

(5) 出入国管理に関する規定

国務院は 2026 年 9 月 15 日に「出入国管理に関する規定」[9]を施行した。同規定では、中国国民の出国禁止措置につき、輸出管理規制等の法令違反の場合のみならず、「国家安全を脅かすおそれがある場合」にも執行が可能と定めている。中国の重要産業にとって欠かせない人物の出国禁止措置や、中国が国家安全保障上必要と認める事案に関連する人物の出国禁止措置等がありうる。

(6) 国防動員法

「国防動員法」の改正法[10]は全人代常務委員会により 2026 年 8 月 28 日に公布され、10 月 1 日から施行された。同法は例えば日本企業の中国現地法人にも適用されるが、今回の改正では、国防動員に関する体制や民用資源の動員に関する規定が整備された。特に、従来から認められていた民用資源の「徴用」に加え、所有権の取得を伴い得る「収用」が明文で追加された点が注目されている。

[4] 「外国不当域外管轄条例（外国不当域外管辖条例）」、国務院令第 835 号、2026 年 4 月 7 日公布・施行

[5] 「EU の外国補助金調査の関連方法が不当な域外管轄を構成することに関する公告（司法部关于欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖的公告）」、司法部公告 2026 年第 5 号・2026 年 5 月 15 日公表、同第 8 号・同 8 月 19 日公表

[6] 「戦略的鉱産品の両用品目輸出管理の法律・規則違反行為にかかる通報処理業務のさらなる改善に関する事項（公布关于进一步完善战略矿产两用物项出口管制违法违规行为举报处理工作有关事项）」、商務部公告 2026 年第 26 号、2026 年 6 月 24 日公布、同 7 月 1 日施行

[7] 「国務院の対外投資に関する規定（国务院关于对外投资的规定）」、国務院令第 837 号、2026 年 5 月 5 日公布、同 7 月 1 日施行

[8] 「対外投資管理弁法（对外投资管理办法）」、国家発展改革委員会令第 49 号、2026 年 10 月 16 日公布、同 12 月 1 日施行

[9] 「国務院の出入国管理に関する規定（国务院关于出境入境管理的规定）」、国務院令第 841 号、2026 年 7 月 22 日公布、同 9 月 15 日施行

[10] 「国防動員法（国防华华法）」、主席令第 83 号、2026 年 8 月 28 日公布、同 10 月 1 日施行

3. 2026 年の運用・執行事例

(1) 輸出管理規制に関する運用事例

(i) 日本企業に対する措置

2025 年 10 月の高市早苗首相の台湾有事発言をきっかけとして、2026 年 1 月 6 日に、商務部が軍民両用品(いわゆる「両用品目」)を対象として日本の軍事ユーザー、軍事用途、軍事力の向上に寄与するユーザーや用途向けの輸出を禁止する措置を出した[11]。続いて 2 月 24 日には日本企業 20 社を輸出管理コントロールリストに、20 社を監視リストに掲載し、更に 6 月 29 日には各リストに 20 社を追加した[12]。これらの対日輸出規制強化により、レアアースなどの両用品目の日本向け輸出が極端に減少し、また、両用品目以外の一般品目の日常の日本向けの通関についても混乱が生じている。

このほか、輸出規制等の違反の嫌疑による日本企業や、関連する個人に対する各種の調査・執行事例(税関による行政手続、公安および検察院による刑事手続き)も相次いでいる。中国政府は、特に輸出管理規制の回避に関して、躊躇せずに厳しく執行する態度を示している。

(ii) 米国企業・欧州企業に対する措置

商務部は、2026 年 6 月 22 日にアベオックス(Aveox)社など米国の企業 10 社を輸出管理コントロールリストに掲載した[13]。これらの企業には、防衛関連企業、レアアース関連企業、ドローンのメーカーが含まれている。かかる措置は、米国の戦争省(国防総省)が 6 月 8 日にアリババ、百度、BYD、中国航空工業集団などの中国企業を中国軍事企業リストに掲載したこと[14]への対抗措置的な意味がある。当該米国の措置に対しては、中国財政部も 6 月 22 日に、ロッキードマーティン(Lockheed Martin)社ほか米国企業 46 社の製品について、政府調達から排除する決定を行っている[15]。

また、商務部は 2026 年 4 月 24 日に FN ハースタル(FN Herstal)社など欧州企業 7 社を、7 月 24 日には Lafert 社等欧州の企業 14 社を輸出管理コントロールリストに掲載した[16]。この背景には、EU の外国補助金規則に基づく対中調査や中国製品に対する輸入割当や関税対象の拡大の方針に、中国が反発していることがある。

(2) 反制裁(カウンターサンクション)事例

商務部は、米国財務省外国資産管理室(OFAC)がイラン制裁に関連して中国企業数社を SDN(特別指定国民)リストに

[11] 「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告(关于加强两用物项对日本出口管制的公告)」、商務部公告 2026 年第 1 号、2026 年 1 月 6 日公布・施行

[12] 「日本の 20 社のエンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表(公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单)」、商務部公告 2026 年第 11 号、2026 年 2 月 24 日公表

「日本の 20 社のエンティティの監視リストへの掲載の公表(公布将 20 家日本实体列入关注名单)」、商務部公告 2026 年第 12 号、2026 年 2 月 24 日公表

「日本の 20 社のエンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表(公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单)」、商務部公告 2026 年第 27 号、2026 年 6 月 29 日公表

「日本の 20 社のエンティティの監視リストへの掲載の公表(公布将 20 家日本实体列入关注名单)」、商務部公告 2026 年第 28 号、2026 年 6 月 29 日公表

[13] 「米国の 10 社のエンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表(公布将 10 家美国实体列入出口管制管控名单的决定)」、商務部公告 2026 年第 23 号、2026 年 6 月 22 日公表

[14] 米国戦争省(国防総省)の 2026 年 6 月 8 日付けの中国軍事リスト

[15] 「政府調達における関連米国企業に対する措置に関する通知(关于在政府采购活动中对有关美国企业采取相关措施的通知)」、財庫 2026 年 10 号、2026 年 6 月 22 日公表

[16] 「EU の 7 社のエンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表(公布将 7 家欧盟实体列入出口管制管控名单)」、商務部公告 2026 年第 20 号、2026 年 4 月 24 日公表

「EU の 14 社のエンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表(公布将 14 家欧盟实体列入出口管制管控名单)」、商務部公告 2026 年第 30 号、2026 年 7 月 24 日公表

掲載したことに対して、2026 年 5 月 2 日に「外国の法律及び措置の不当域外適用阻止弁法」に基づき、恒力石化(Hengli Petrochemical)ほか 5 社につき米国制裁を承認・執行・遵守してはならないという禁止令を出し[17]、これらの企業と取引する外国企業(日本企業を含む)に圧力をかけた。かかる商務部の禁止令が発端となって、米国の対中制裁と中国の対抗措置の板挟みとなる企業が出た。

反外国制裁法に基づく反制裁リストについても、米国企業を中心としてリストに掲載する措置を継続しており、商務部は 2026 年 8 月 5 日に米国アプライド DNA サイエンス(Applied DNA Sciences)社やコンプライアンス・テスティング(Compliance Testing)社など 7 社を反制裁リストに掲載した[18]。

(3) 対外貿易法やネットワーク安全法に基づく調査事例

商務部は、対外貿易法に基づく各種調査を活発化させている。2026 年 8 月 5 日には、対外貿易法に基づいてプリンター・複写機に関する国家安全調査を開始した[19]。また、国家インターネット情報弁公室がネットワーク安全審査弁法に基づいて設立したネットワーク安全審査弁公室は、同年 8 月 6 日に、米国パロアルト・ネットワークス(Palo Alto Networks)社が中国で販売する製品について、ネットワーク安全法およびネットワーク安全審査弁法に基づくネットワーク安全審査を開始した[20]。特に電子機器やネットワーク機器等の分野において、中国政府はセキュリティの観点から関心を高めていることがうかがえる。

以上

[17] 「米国によるイラン産石油に関する中国企業 5 社への制裁措置に対する禁止令(关于美国对 5 家中国企业实施涉伊朗石油制裁措施的阻断禁令)」、商務部公告 2026 年第 21 号、2026 年 5 月 2 日公表

[18] 「Applied DNA Sciences 等の 6 社の米国のエンティティに対して反制裁措置を講じることに関する決定(关于对应用 DNA 科学公司等 6 家美国实体采取反制措施的决定)」、商務部令 2026 年 2 号・2026 年 8 月 5 日公表、「米国 Compliance Testing 社に対して反制裁措置を講じることに関する決定(关于对美国合规性测试公司采取反制措施的决定)」商務部令 2026 年 3 号・2026 年 8 月 5 日公表

[19] 「印刷・複写事務機器の輸入に係る対外貿易国家安全立件調査の開始(公布对相关进口打印复印办公设备发起对外贸易国家安全立案调查)」、商務部公告 2026 年第 33 号、2026 年 8 月 5 日公表

[20] 「Palo Alto 社の中国での販売製品に対するネットワーク安全審査の開始に関する公告(关于对派拓公司在华销售产品启动网络安全审查的公告)」、2026 年 8 月 6 日公表

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 中川 裕茂 hiroshige.nakagawa_grp[at]amt-law.com
※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

本記事（または本記事の一部）は Business & Law にも掲載しています。